

福岡県公報

平成17年7月4日
第2408号

目次

告示(第1310号-第1315号)

○市の字の区域の変更	(地方課)	……………	1
○宅地建物取引業者の事務所の不確知	(建築指導課)	……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	3

告示

福岡県告示第1310号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、小笠木地区及び椎原地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字椎原字カミ田に編入する。

大字	字	地番
椎原	辻	882の1の一部

2 次の区域を大字椎原字辻に編入する。

大字	字	地番

大字	字	地番
椎原	カミ田	784の一部、790の2の一部、790の4、790の5、795の2、795の5

これらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに字辻802、875に隣接する字カミ田の道路、水路である国有地の全部

3 次の区域を大字椎原字小野に編入する。

字小野657の1に隣接する字梅津ヶ原の道路である国有地の全部並びに字小野655、658の1に隣接する字前田の水路である国有地の一部

4 次の区域を大字椎原字北田に編入する。

大字	字	地番
椎原	浦ノ谷	98の一部、99の1の一部
	東田	147から149までの各一部、152の一部、153の1の一部、154、155の2、183の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字東田147に隣接する道路である国有地の全部

5 次の区域を大字椎原字浦ノ谷に編入する。

大字	字	地番
椎原	東山	94の2の一部

この区域に隣接する道路である国有地の全部

6 次の区域を大字椎原字東田に編入する。

大字	字	地番
椎原	北田	49の一部
	浦ノ谷	99の1の一部、99の2、101の3

これらの区域に隣接する道路である国有地の一部並びに字屋敷ノ谷104の1、105に隣接する水路である国有地の全部

7 次の区域を大字椎原字屋敷ノ谷に編入する。

大字	字	地番
椎原	東田	134の1の一部、135の一部、136、137の一部、138の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字屋敷ノ谷123に隣接

する字東田の道路、水路である国有地の全部、字屋敷ノ谷103の1に隣接する字浦ノ谷の道路である国有地の一部

8 次の区域を大字椎原字東山に編入する。

大字	字	地番
椎原	浦ノ谷	97の3、102の3
これらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部		

9 次の区域を大字小笠木字山ゾへに編入する。

大字	字	地番
小笠木	前田	579の1の一部、579の2の一部

10 次の区域を大字小笠木字ヒへ田に編入する。

大字	字	地番
小笠木	山ゾへ	142の一部、143の1の一部、143の2の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに字ヒへ田323、327-1に隣接する字山ゾへの道路、水路である国有地の一部		

福岡県告示第1311号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

平成17年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	事務所の所在地及び商号	代表者の住所及び氏名
福岡県知事（1） 第14728号	福岡県福岡市中央区大手門3-3-12 スチールハウス九州エステート	福岡市東区香住ヶ丘2丁目5番1号 萩原 哲司

福岡県知事（4） 第11724号	福岡県北九州市八幡西区香月西3-9-23 有限会社弥生地建	北九州市八幡西区吉祥寺19番5号 香月 延夫
福岡県知事（4） 第12202号	福岡県福岡市東区水谷2-1-23 株式会社香椎土地建物	福岡市城南区鳥飼7丁目35番407号 前田 秀弘

福岡県告示第1312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂県道	飯塚線 大野城		前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 同市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3390.0
			前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 同市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 60.0	3380.0
			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 同市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3390.0
			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 同市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 56.2	3380.0

福岡県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
那珂	県道	入部 中原線 停車場	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山141番1先から 同郡同町大字五ヶ山228番3先まで	2.9 ～ 13.4	1500.6	
			後	同上	2.9 ～ 13.4	1500.6	
			後	同上	3.6 ～ 130.0	4682.8	うち一般国道385号重用延長1941.0メートル

福岡県告示第1314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	南良津線 宮田	前	鞍手郡宮田町大字鶴田1533番6先から 同郡同町大字鶴田1533番19先まで	13.0 ～ 13.5	184.6
			後	同上	14.8 ～ 16.4	184.6

福岡県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	南良津線 宮田	鞍手郡宮田町大字鶴田1533番6先から 同郡同町大字鶴田1533番19先まで

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)